

○成田市コンプライアンス条例

平成24年3月30日

条例第2号

改正 平成24年12月20日条例第47号

平成27年3月12日条例第2号

平成29年3月23日条例第1号

令和元年12月18日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、職員の職務に係る法令遵守及び倫理保持のための環境及び体制の整備を図り、公正な職務の遂行を確保することにより透明で市民に信頼される市政を確立することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。

(2) 職員等 次に掲げるものをいう。

ア 職員

イ 市から事務又は事業を受託したもの(以下「受託者」という。)並びにその役員及び受託した業務に従事している者

ウ 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)並びにその役員及び管理の業務に従事している者

エ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)に基づき市の業務に従事している者

(3) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

(4) 事業者等 受託者又は指定管理者の役員、従業員その他の者をいう。

(5) 公益通報 職員等又は市民が、市が実施する事務若しくは事業に関し、次のいずれかの行為が生じ、若しくは生じようとしていると思料する場合に行う通報をいう。

ア 法令(条例、規則、訓令等を含む。以下同じ。)に違反する行為

イ 人の生命、身体、財産その他の利益を害する行為

ウ 公益に反する行為又は公正な職務を損なう行為

(6) 公益通報者 公益通報を行った職員等又は市民をいう。

(7) 働きかけ行為 職員に対し、職務に関し正当な理由なく次に掲げることを求める行為で職員の公正な又は正当な職務の遂行を妨げることを働きかける行為(暴力的行為、脅迫、どう喝その他の社会的常識を逸脱した手段

によるものを含む。)をいう。

ア 特定のものに対して有利な又は不利な取扱いをすること。

イ 特定のものに対して義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨げること。

ウ 職務上知り得た秘密を漏らすこと。

エ 遂行すべき職務を行わず、又は定められた期間までに行わないこと。

オ アからエまでに掲げるもののほか、法令に違反すること又は職員としての倫理に反することを行うこと。

(8) 不正な行為 公益通報の対象となる行為をいう。

(職員の倫理原則)

第3条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、正当な理由なく一部のものに対して有利な又は不利な取扱いをする等不公正な扱いをしてはならず、常に市民の立場に立って真摯に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、自らの行動が市全体の信用に影響を及ぼすことを認識し、その職務や地位を私的な利益のために利用してはならない。

3 職員は、職務の公正を損なうおそれ又は職務に不当な影響を及ぼすおそれのある職務上知り得た情報について秘密を確保する等適正に管理しなければならない。

4 職員は、職務の遂行に当たっては、法令を遵守し、上司の指示に従うとともに、不当な要求又は行為に対しては、き然として対応しなければならない。

5 職員は、行政の透明化の推進と説明責任を果たすことにより、市政に対する市民の理解と協力を得られるよう努めなければならない。

(任命権者の責務)

第4条 任命権者は、職員に対する研修の実施、公益通報者の保護、働きかけ行為への適切な対応ができる体制の整備等この条例の目的を達成するために必要な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、第3条に規定する倫理原則に従い公益通報を行う等不正な行為の防止及び早期発見に努め、不正な行為を認識しながら放置してはならない。

(禁止行為)

第6条 何人も、職員に対し、公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を要求してはならない。

(コンプライアンス審査会)

第7条 公益通報及び働きかけ行為に関する調査、審査等を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、成田市コンプライアンス審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、委員3人をもって組織する。
- 3 委員は、弁護士その他の法令に関し専門的知識を有する者又は識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 10 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 11 審査会の会議は、非公開とする。
- 12 審査会は、必要に応じて関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。
- 13 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の所掌事務)

第8条 審査会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第13条に規定する公益通報の受理並びに調査及び審査に関する事項
- (2) 第17条に規定する働きかけ行為の調査及び審査に関する事項
- (3) 第20条第4項に規定する不正な行為の防止及び早期発見のための必要な措置に対する是正に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公益通報、働きかけ行為及び不正な行為に関し必要な事項

(コンプライアンス委員会)

第9条 庁内に、成田市コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、副市長、教育長、市長事務部局の各部長、消防本部次長（消防本部次長を置かない場合は、あらかじめ消防長が指定する者）、水道部長及び教育部長をもって組織する。
- 3 委員会の会議は、非公開とする。

(平29条例1・一部改正)

(委員会の所掌事務)

第10条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第14条に規定する公益通報の受理及び調査に関する事項
- (2) 第18条に規定する働きかけ行為の調査及び必要な措置に関する事項

(3) 第20条第1項から第3項までに規定する不正な行為の防止及び早期発見のための必要な措置に関する事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、公益通報、働きかけ行為及び不正な行為に関し必要な事項

(公益通報)

第11条 職員等及び市民は、公益通報を行うことができる。

2 職員等又は市民は、公益通報を行う場合は、実名で書面をもってしなければならない。ただし、公益通報の根拠を審査会又は委員会に示すことができる場合は、匿名で通報することができる。

3 職員等及び市民は、この制度を濫用してはならない。

(不利益な取扱いの禁止)

第12条 任命権者又は事業者等は、公益通報者に対して公益通報を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならない。

2 公益通報者は、公益通報を行ったことによって不利益な取扱いを受けたと思料するときは、審査会にその是正の申立てをすることができる。

3 任命権者又は事業者等は、公益通報者を保護するため、公益通報者が特定されるおそれのある情報を公開してはならない。

(公益通報に係る審査会の所掌事務)

第13条 審査会は、公益通報を受けたときは、当該公益通報の受理並びに当該公益通報の内容についての調査及び審査を行うものとする。

2 審査会は、委員会から通知のあった公益通報（次条第2項の規定により報告され、審査会において調査の必要があると認めるものを含む。）についての調査及び審査を行うものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、審査会は、調査の結果、公益通報の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、審査を開始しない旨の決定をすることができる。ただし、審査会が審査の必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 監査委員による監査がされており、又は監査が終了したものであるとき。

(2) 係属中の争訟に係るもの又は判決、裁決等がされたものであるとき。

(3) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による告訴若しくは告発をされたもの又は捜査機関による捜査が行われており、若しくは捜査が終了したものであるとき。

(4) 議会、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関その他これらに準ずる機関において、調査等が行われており、又は調査等が終了したものであるとき。

(5) 不正な行為が是正されるとともに再発を防止するために必要な措置が講じられているものであるとき。

- (6) 第1項若しくは第2項の規定による調査若しくは審査を行っており、又は第1項若しくは第2項の規定による調査若しくは審査が終了したものであるとき。
- 4 審査会は、審査の結果、公益通報の内容が事実であると認めるときは意見を付して、公益通報の内容が事実でないとき又は事実の存否が明らかにならないときはその旨を市長、任命権者（市長を除く。次条第2項、第17条第2項、第18条第2項並びに第20条第3項及び第4項において同じ。）及び委員会に通知するものとする。
- 5 審査会は、審査の結果を公益通報者に通知しなければならない。ただし、匿名の公益通報者又は通知を希望しない公益通報者については、この限りでない。
- 6 審査会は、任命権者が正当な理由なく第15条第1項前段の規定による措置を講じなかった場合は、これを公表することができる。
- 7 第1項及び前3項の規定は、前条第2項の是正の申立ての調査及び審査について準用する。

（令元条例20・一部改正）

（公益通報に係る委員会の所掌事務）

第14条 委員会は、公益通報を受けたときは、当該公益通報の受理及び当該公益通報の内容についての調査を行い、審査会において調査及び審査の必要があると認める公益通報について、審査会に通知しなければならない。

2 委員会は、調査の結果、公益通報の内容が事実でないとき又は公益通報に該当しないと判断したときは、その旨を審査会、市長及び任命権者に報告するものとする。

（公益通報に係る措置等）

第15条 任命権者は、第13条第4項の規定により公益通報の内容が事実であるとの通知（同条第7項において準用する場合を含む。）を審査会から受けたときは、審査会の意見を尊重し、事実の確認を行い、公益通報の内容が事実であると認めるときは、当該公益通報に係る行為を是正するとともに再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。この場合において、市長は、その概要を公表するものとする。

2 任命権者は、公益通報者が公益通報を行ったことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、直ちに改善又は防止のための措置を講じなければならない。

3 任命権者は、公益通報の内容が事実でないことが判明した場合において、当該公益通報に係る関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表その他の名誉を回復するための適切な措置を講じなければならない。

（令元条例20・一部改正）

(働きかけ行為への組織的対応)

第16条 職員は、働きかけ行為があったときは、その行為の内容を記録して所属長又は上司に報告しなければならない。

2 所属長又は上司は、前項の規定による報告を受けたときは、その記録を委員会に提出しなければならない。ただし、働きかけ行為に該当しないことが明らかな場合は、この限りでない。

3 所属長又は上司は、前項ただし書の規定により記録を委員会に提出しなかった場合は、その概要を委員会に報告するものとする。

(働きかけ行為に係る審査会の所掌事務)

第17条 審査会は、次条第1項の規定により提出された記録又は報告の内容(同条第2項の規定により報告され、審査会において調査の必要があると認めるものを含む。)について働きかけ行為に該当するかどうかの調査及び審査を行うものとする。

2 審査会は、審査の結果、働きかけ行為に該当すると認めるときは意見を付して、該当しないと認めるときはその旨を市長、任命権者及び委員会に通知するものとする。

3 審査会は、任命権者が正当な理由なく第19条前段の規定による措置を講じなかった場合は、これを公表することができる。

(働きかけ行為に係る委員会の所掌事務)

第18条 委員会は、第16条第2項本文の規定による記録の提出又は同条第3項の規定による報告があったときは、当該記録又は当該報告の内容についての調査を行い、審査会において調査及び審査の必要があると認める記録又は報告の内容について、審査会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の記録又は報告の内容を審査会に提出しない場合は、審査会、市長及び任命権者にその概要を報告するものとする。

3 委員会は、第1項の調査を行い、働きかけ行為が直ちに措置を講じなければ職務の公正を損なうおそれ又は職務に不当な影響を及ぼすおそれが高い場合には、必要な措置を講ずることができる。

4 委員会は、前項の措置を講じた場合は、第1項の規定による提出に添えて当該措置の内容を審査会に報告しなければならない。

(働きかけ行為に係る措置等)

第19条 任命権者は、第17条第2項の規定により働きかけ行為に該当するものがあるとの通知を審査会から受けたときは、審査会の意見を尊重し、事実の確認を行い、働きかけ行為を行った者に対し警告をする等必要な措置を講ずるものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該働きかけ行為を行った者の氏名、警告の内容その他の必要な事項を公表することができる。

(不正な行為の防止)

第20条 委員会は、職員が不正な行為を行わないよう必要な対策を講ずるものとする。

2 委員会は、不正な行為の予防及び早期発見のため、各所属長に職員からの聞き取りを行わせるものとし、各所属長は、その結果を委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による報告に不正な行為の予防又は早期発見のための措置を講じなければならないと認めるものがある場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を審査会、市長及び任命権者に報告するものとする。

4 審査会は、前項の措置の内容に是正すべきものと認めるときは、市長、任命権者及び委員会に是正すべき内容を通知するものとする。

5 任命権者は、前項の規定による通知を受けたときは、審査会の意見を尊重し、必要な措置を講じなければならない。

(職員等及び市民の協力)

第21条 職員等及び市民は、公益通報又は働きかけ行為の調査又は審査のため審査会又は委員会から求められたときは、積極的に協力しなければならない。

2 前項の規定により調査又は審査に協力した職員等及び市民は、その際知り得た秘密を漏らしてはならない。職員等がその職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月20日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月12日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(成田市コンプライアンス条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の成田市コンプライアンス条例の規定にかかわらず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)の施行の際現に在職する改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)(以下「改正前の法律」という。)第16条第1項の教育委員会の教育長については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月23日条例第1号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月18日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の成田市コンプライアンス条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる公益通報（成田市コンプライアンス条例第2条第5号に規定する公益通報をいう。）について適用する。